

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例(案)に対する委員からの意見等への対応について

※区分欄は、Aは検討会委員から意見のあったもの。Bは事務局の整理等により見直しを行うもの。

区分	関連箇所	ご意見の内容	原文(H19.11.26時点)	ご意見に対する考え方	
1	B	第1条<2P>	南海地震対策を相互に連携しながら推進していく主体を、「県、県民、事業者等」と規定しているが、基本理念の第3条第1号に規定する連携する者との整合性が図られていない。	(趣旨) 第1条 この条例は、南海地震による災害(以下「震災」といいます。)から県民の生命、身体及び財産を守ることを目的に、予防から南海地震の発生後の応急、復旧、復興までの総合的な対策(以下「南海地震対策」といいます。)を計画的に行うため、県、県民、事業者等の役割及び責務を明らかにするとともに、震災に強い地域社会づくりを目指して、 <u>県、県民、事業者等が相互に連携しながら南海地震対策を推進していくために必要な事項を定めるものとします。</u>	※ 「県、県民、事業者等」を「県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等」と修正する。
2	B	第3条第3号<3P>	後段中の「地域の防災活動に組織的に取り組む自主防災組織」という表現は、第2条の「自主防災組織」自体の定義と内容が重複している。	(3)一人一人の生命、身体及び財産に係る権利が守られるように、地域を構成するさまざまな人々又は団体が、日頃から連帯感を強め、支え合い、南海地震が発生したときは相互に助け合う共助の取組を進めること。 <u>この場合において、共助の取組の主要な担い手として、地域の防災活動に組織的に取り組む自主防災組織の活動を特に活性化していくこと。</u>	※ 「自主防災組織」と表現を修正するとともに、第3号全体を読みやすく1つの文章として整理する。 (3)一人一人の生命、身体及び財産に係る権利が守られるように、地域を構成するさまざまな人々及び団体が、日頃から連帯感を強め、支え合い、南海地震が発生したときは相互に助け合う共助の取組を進めることとし、その取組の主要な担い手として、 <u>自主防災組織の活動を特に活性化していくこと。</u>
3	B	第3条第4号<3P>	第4号は主語がないため、分かりにくい。	(4)県民、事業者、自主防災組織等の自助の取組及び共助の取組を、県、市町村等の公助の取組でもって支援するとともに、 <u>県自らが取り組むべき社会基盤の整備、専門的な応急救助活動等の南海地震対策を進めること。</u>	※ 県を主語に、表現を整理する。また、県自らが取り組むべき対策の例示を「専門的な応急救助活動」といった間接的なものでなく、直接実施する「震災対応をするための体制整備」に修正する。 (4) <u>県は、市町村及び防災関係機関と連携して、県民、事業者、自主防災組織等の自助の取組及び共助の取組が活性化するように支援するとともに、県自らが取り組むべき社会基盤の整備、迅速かつ確かな震災対応をするための体制整備等を行う等の公助の取組を進めること。</u>
4	B	第5条第2項<4P>	南海地震が発生したときの事業者の責務として、「事業活動に不可欠な機能を回復するために必要な措置をとるよう」と規定しているが、電気、通信、上下水道及びガスなどのライフライン事業を回復するように読まれるおそれがある。	2 事業者は、南海地震が発生したときは、事業所内及びその周辺地域の被害を最小限に抑えるため、地域の自主防災組織及び周辺の居住者等と協力して、避難誘導、救助活動、消火活動等の活動を積極的に行うとともに、 <u>事業活動に不可欠な機能を回復するために必要な措置をとるよう努めなければいけません。</u>	※ 「事業活動に不可欠な機能を回復するために必要な措置をとるよう」を「事業活動を再開するために必要な措置をとるよう」に修正する。
5	B	第6条第2項<4P>	「防災力を高める人づくり、相互の支え合いに取り組む地域づくり及びネットワークづくり」の規定が何を意味しているか分かりにくい。	2 県は、市町村及び防災関係機関と連携して、県民、事業者、自主防災組織等の自助の取組及び共助の取組の促進及び継続のために必要な支援を行います。この場合において、 <u>県民、事業者、自主防災組織等が効果的に震災への備え及び南海地震の発生後の活動を行うことができるように、防災力を高める人づくり、相互の支え合いに取り組む地域づくり及びネットワークづくり(以下「震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくり」といいます。)の促進等に努めます。</u>	※ 「防災力を高める人づくり、相互の支え合いに取り組む地域づくり及びネットワークづくり」と規定していた箇所について、第9章につながる規定であると直接分かるように、従来略称規定としていた表現「震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくり」に修正する。
6	A	第8条第2項<4P>	事業者に対する「事業所内の人の安全を確保するために必要な措置をとらなければいけません。」という規定を「事業所内及びその周辺の人の安全を確保するために必要な措置をとらなければいけません。」としてはどうか。	2 事業者は、地震動警報を知ったとき又は地震の揺れを感じたときは、事業所内の人に対し、頭を保護し落ち着いた行動等をとるよう促し、避難誘導を行う等の事業所内の人の安全を確保するために必要な行動をとらなければいけません。	この条は、地震動警報を知ったとき又は地震の揺れを感じたとき瞬時にとるべき措置のことを規定しており、事業所内の人以外に広げて安全の確保のための措置をとることを義務づけることは、時間的にも困難と考え、「及びその周辺」は入れていない。 なお、事業所とは、「ある事業の内容である活動が行われる一定の場所」を指している。ちなみに、周辺の居住者等への事業者の配慮や地域との連携については、第23条第2項や第26条第1項、第35条第3項で規定している。
7	B	第9条第1項<4.5P>	耐震化を推進する建築物を、建築基準法や同法施行令の一部を改正する政令を引用しているため、非常に分かりにくい規定となっている。	(旧耐震基準による建築物の耐震化の推進) 第9条 <u>昭和56年5月31日以前の建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の規定による耐震基準によって建築された建築物(以下「旧耐震基準による建築物」といいます。)の所有者は、南海地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断を受け、その結果に応じて耐震化(耐震改修又は建て替えを行うことにより、<u>現行の建築基準法及び建築基準法施行令の規定による耐震基準と同等以上の耐震性を確保することをいいます。以下同じです。</u>)を行うよう努めなければいけません。</u>	※ 耐震基準が大幅に改正された昭和56年5月31日という日付に着目し、「昭和56年5月31日以前に建築された建築物又は同日において工事中であった建築物」と修正する。これに伴い、略称も「旧耐震基準による建築物」を「既存建築物」に修正する。
8	A B	第9条第1項<4.5P>	・耐震化は「耐震性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替え」を意味するというところがあるが、「耐震改修」という表現にできないか。 ・「耐震性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替えを行うよう」という規定であれば、少しでも、耐震性を向上すれば、耐震基準を満たさなくてもよいと誤解されるのではないか。	* H19.12.18一部修正 その結果に応じて耐震性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替え(以下「耐震化」といいます。)を行うように	※ 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第2号に「耐震改修」とは、「地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすることをいう。」と定義があり、この条例では、「敷地の整備」を含まないことから、条例独自の「耐震化」という言葉を用いて、「耐震化(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替えをいいます。)」と規定する。
9	A	第11条第1項<5P>	屋外工作物等については、「倒壊」とよくつなげて言うため、「屋外工作物等が南海地震の発生時に転倒し、落下する等により」を「屋外工作物等が南海地震の発生時に転倒し、落下し、倒壊する等により」と、「屋外工作物等の安全性の点検及び転倒、落下等の防止の安全対策」を「屋外工作物等の安全性の点検及び転倒、落下、倒壊等の防止の安全対策」としてはどうか。	(屋外工作物等の安全対策の推進) 第11条 屋外におけるブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀、自動販売機、窓ガラス、外装材、屋外広告物等(以下「屋外工作物等」といいます。)の所有者及び管理者は、これらの屋外工作物等が、南海地震の発生時に <u>転倒、落下等により歩行者等に危害を及ぼしたり、避難等を妨げたりすることのないように、あらかじめ、当該屋外工作物等の安全性の点検、転倒、落下等の防止の安全対策を行うよう努めなければいけません。</u>	屋外工作物等は、「塀・自動販売機・窓ガラス・外装材・屋外広告物等」の略称であり、人に危害を及ぼすときの形態も様々であるが、「転倒・落下」の現象は、これら屋外工作物等のいずれにもつながり、「等」も置いていることから、このままの表記としている。
10	A	第12条第2項<6P>	「県は、応急危険度判定の制度を周知するとともに」は、「県は、応急危険度判定の制度を周知させるとともに」ではないか。	2 県は、応急危険度判定が円滑に行われるように、市町村及び国と連携して、あらかじめ、 <u>応急危険度判定の制度を周知するとともに、応急危険度判定を行うことができる者の養成及び受け入れ体制の整備並びに応急危険度判定に要する資機材の確保等の実施体制の整備に努めます。</u>	※ 「周知」は、「広く人の間に知れ渡ること」を言い、災害対策基本法第76条でも、「周知させる措置」と規定されているため、「周知」の状況をつくり出すという意味から、「周知させる」と修正する。

	区分	関連箇所	ご意見の内容	原文(H19.11.26時点)	ご意見に対する考え方
11	A	第13条<6P> ↓ 新設 第24条<9,10P>	急傾斜地の問題は、南海地震に関しては大きな問題。よって、「県の管理する道路(橋りょうを含みます。)、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設において」を「県の管理する道路(橋りょうを含みます。)、河川、海岸、港湾、漁港、急傾斜危険箇所等の公共土木施設において」とできないか。	(公共土木施設の被害の軽減) 第13条 県は、県が管理する道路(橋梁を含みます。)、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設において、南海地震の揺れ、液状化等による被害を軽減し、その機能を確保するため、あらかじめ、必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うように努めます。	※ 急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊等の対策については、これまで、風水害対策として実施することで、地震対策につなげていくことしてきたが、今後、崩れやすい場所を調査して、対策工事を進めていきます。また、ため池については、安全性を点検し、緊急性の高いものから、改修等を行い、耐震性を有したものにしている。 このため、「第5章 土砂災害等の危険から生命を守る」ための対策として、新たに第24条として、「急傾斜地の崩壊等に係る対策の推進等」を追加し、併せて、目次を修正する。 (急傾斜地の崩壊等に係る対策の推進等) 第24条 県は、地震の揺れ又は地震発生後の降雨等による急傾斜地の崩壊等から県民の生命を守るため、市町村と連携して、あらかじめ、急傾斜地の崩壊等に係る対策の推進に努めます。 2 県は、地震の揺れ又は南海地震発生後の降雨等によるため池の決壊等をもたらす水害から県民の生命を守るため、市町村、土地改良区等と連携して、あらかじめ、ため池を必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うように努めます。
12	A	第14条第4項<6P>	海岸又は河口の附近にいる者についても、津波から避難する意識を持つのみでなく、「居住者と同様に第1項に示す行動をとる」ことを規定してはどうか。	4 海岸又は河口の附近にいる者は、津波から避難する意識を持つようにしなければいけません。	第14条第1項の主語は「居住者等」であり、海岸及び河口の付近にいる者は、「居住者等」に含まれるため、第14条第1項が存在するだけで足りる。第14条第3項において、あらかじめ緊急避難場所等を確認する義務が生ずるのは居住する者、通勤する者、通学する者等であるとしているが、一時滞在者や通過者には事前のこのような確認ができないため、第14条第4項を置いたものである。
13	B	第15条第1項<6P> 第31条第1項<11,12P>	県では、計画の範囲が、知事所管のものに限られるか、教育委員会や県警本部等の所管のものを含むのかによって、計画の作成主体を「知事」又は「県」と書き分けているが、市町村については、市町村の作成する計画の範囲を考慮し、県と同様の整理を厳密に行い、県条例に規定する必要はない。	(地域の津波避難計画の作成の推進) 第15条 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難することができるように、市町村と協力して、地域の緊急避難場所、避難路、避難の方法、津波浸水予想区域の範囲等の津波からの避難に必要な情報を記載した計画(以下この条及び次条において「地域の津波避難計画」といいます。)を、市町村長が作成する市町村津波避難計画との整合性をとりつつ、作成しなければいけません。	※ 第15条第1項の「市町村長が作成する」を「市町村が作成する」と修正する。 併せて、第31条第1項の市町村震災復興計画においても、同様に修正する。
14	B	第16条第3項<7P> 第21条第1項及び第2項<8P>	国の法令に規定されている事項を条例から除外しているが、対象や行動が分かりにくくなるので、あえて規定してはどうか。	3 津波浸水予想区域の事業者(他の法令により津波からの避難訓練を義務付けられている者を除きます。)は、事業所内の人を津波から迅速かつ円滑に避難させるため、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。	※ 国の法令に規定していることを、南海地震の観点から条例に規定しても、法に抵触し、矛盾した規定ではないことから、入念に規定することとする。 「3 津波浸水予想区域の事業者は、事業所内の人を津波から迅速かつ円滑に避難させるため、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。」 併せて、第21条第1項及び第2項の消火訓練等についても、同様に修正する。
15	B	第19条第1項<8P>	「津波浸水予想区域の居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難することができるように支援するため」は、第18条第1項の規定の仕方と合わせ、あっさり「居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難することができるように」としてはどうか。	(津波の浸入による被害の軽減) 第19条 県は、津波浸水予想区域の居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難することができるように支援するため、津波浸水予想区域において、県が管理する施設について次のことに努めます。	※ 津波から逃げることを補完するためのハードの管理や整備を規定する条項であるため、「支援するため」と規定していた。しかし、「支援」は、他の条項で使用している意味とことは違う意味合いであり同一の表現は用いないほうがよいこと、各号の規定の内容でハードの管理や整備は限定されることから、「居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難することができるように」と修正する。
16	B	第21条第4項<8P>	県が火災に関する啓発を行う連携の相手方として、「市町村、消防本部等と連携して」と規定していたが、消防組織法第9条によると「消防本部」は組織として「市町村」の消防事務を処理する機関の一つであるため、「市町村」と「消防本部」を併せて規定することは適当でない。	4 県は、市町村、消防本部等と連携して、火災の発生の防止、消火、避難等の火災から生命を守るために取るべき行動及び初期消火に必要な用具に関する啓発に努めます。	※ 「市町村、消防本部等」を「市町村等」と修正する。
17	B	第22条第1項第3号<9P>	国土交通省がまとめた「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用について」では、土砂災害の前兆現象として、「小石の小落下や井戸水の濁り」が記載されているため、第3号に追加してほしい。	(3) 河川の濁り、河川への流木の混在、河川の水位の異常、山鳴り、がけの亀裂、沢又はわき水の濁り又は水量の変化、地面のひび割れ等の土砂災害の前兆現象	※ 第3号を「土砂災害の前兆現象としての河川の濁り、流木の混在又は水位の異常、山鳴り、がけの亀裂、小石の小落下、わき水又は井戸水の濁り又は水量の変化、地面のひび割れ等」に修正する。
18	B	第27条第2項及び第3項<10P>	第3項において、使用を控えるべき車両を道路交通法を引用して規定すべきではないか。ここは、第14条第1項で、津波からの避難の際に用いるべきでない自動車を規定している箇所と似た箇所である。	2 県民、事業者等は、緊急輸送等のために車両の交通規制が行われた道路においては、当該交通規制に従わなければいけません。 3 県民、事業者等は、交通規制が行われていない道路においても、災害対策基本法第76条第1項の緊急通行車両の通行を妨げる可能性があるときは、車両の使用を控えるように努めなければいけません。	※ 車両を最初に記載している第2項を次のように修正する。 2 県民、事業者等は、緊急輸送等のために車両(道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいいます。次項において同じ。)の交通規制が行われている道路においては、当該交通規制に従わなければいけません。 <道路交通法第2条第1項第8号> (8)車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトローリーバスをいう。
19	B	第7章の章名<11P>	第7章の章名が「被災者の生活を支える」であると、被災者への生活支援が専ら規定されていると思う。もっと内容に沿った章名にしてはどうか。	第7章 被災者の生活を支える	※ 第7章は、早期に被災者の生活が安定するための規定がされているので、章名を「被災者の生活の安定を図る」に修正する。併せて、目次を修正する。
20	B	第28条第2項<11P>	電気、通信、上下水道、ガスの事業だけでなく、工業用水道事業においても、施設管理者による早期復旧に必要な対策や被災後の復旧は必要と考えるので、規定できないか。	2 電気、通信、水道、ガス及び下水道の事業に係る施設を管理する者は、あらかじめ南海地震による当該施設の被害を最小限に抑え、早期に復旧するために必要な対策を行うとともに、南海地震が発生したときは速やかに被災した施設の復旧に努めなければいけません。	※ 「電気、通信、水道、ガス及び下水道の事業に係る施設を管理する者」を「電気、通信、上下水道、ガス又は工業用水道の事業に係る施設を管理する者は」に修正する。

区分	関連箇所	ご意見の内容	原文(H19.11.26時点)	ご意見に対する考え方
21	B	第30条<11P> 県が主語の文であるため、専門ボランティアの説明をする括弧内の「事前に登録し」が、「県に直接登録されるボランティア」のみを指すものと解釈されるのではないかと。	(専門ボランティアの活用) 第29条 県は、市町村、関係団体等と連携して、あらかじめ専門ボランティア(県、市町村等が実施すべき復旧活動等のうち、専門的な知識及び技術を必要とする分野において、事前に登録し、災害が発生したときに県、市町村等と連携しながら活動するボランティアをいいます。以下この条において同じです。)の活用体制を整備するとともに、南海地震が発生したときは専門ボランティアの効果的な活用に努めます。	※ ボランティアは、「関係団体等に事前に登録等がされ」県、市町村等からの要請に基づき活動するもの」であることから、次のように修正する。 (専門ボランティアの活用) 第30条 県は、市町村、関係団体等と連携して、あらかじめ専門ボランティア(専門的な知識及び技術を必要とする分野において活動するボランティアで、関係団体等に事前に登録等がされ、災害が発生したときに、県、市町村等からの要請に基づき活動するものをいいます。以下この条において同じ。)を活用する体制を整備するとともに、南海地震が発生したときは専門ボランティアの効果的な活用に努めます。
22	B	第31条第2項及び第3項<12P>第43条第3項<16P> 震災復興計画の作成にあたって、「県民との合意形成」「あらかじめ、震災復興計画への県民の参加」と、県民に限定しているが、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等さまざまな立場からの意見もあるため、県民という個人の立場に限る必要はないのではないかと。	2 県は、震災復興計画の作成にあたっては、県民との合意形成を行うように努めるとともに、県民が将来に希望をもって生活することができるように、コミュニティの維持を考慮しつつ、住宅及び雇用の確保に重点を置くものとします。 3 県は、南海地震の発生後速やかに復興に着手することができるように、あらかじめ、震災復興計画への県民の参加、被災者の生活の再建への支援、社会基盤の再建、経済の復興等の方法を検討する等の必要な対策の実施に努めます。	※ 「県民」を「県民等」と修正する。 併せて、第42条第3項の行動計画の作成についても、「県民等」と修正する。
23	B	第33条及び第34条第1項<11P> 「県民の備え」と「事業者の備え等」の規定の仕方が違うため、統一してはどうか。	(県民の備え) 第32条 県民は、震災から自ら及びその家族の生命、身体及び財産を守るため、地震防災に関する知識の習得に努めるとともに、次の備えを行うように努めなければいけません。 (事業者の備え等) 第33条 第5条第1項に規定する事業者の行うべき被害の軽減のために必要な備えは、次に掲げる事項の実施をいいます。	※ 県民と事業者の責務に基づき、備えとして次に掲げる事項を行うように努めなければいけないという規定の仕方に修正する。 (県民の備え) 第33条 県民は、第4条第1項の規定に基づき、南海地震への備えとして、地震防災に関する知識の習得その他次に掲げる事項を行うように努めなければいけません。 (事業者の備え等) 第34条 事業者は、第5条第1項の規定に基づき、南海地震による被害の軽減のために必要な備えとして、次に掲げる事項を行うように努めなければいけません。
24	A	第33条及び第34条第1項第1号<12P> 「建築物の耐震性の維持」は「建築物の耐震性の確保」が良いのではないかと。	(1) 建築物の耐震性の維持のための点検及び補修並びに旧耐震基準による建築物の耐震化	この条例で、「確保」という言葉は、「保つ」及び「ないものを手に入れる」という意味で用いている。この条の「建築物の耐震性の維持」については、「耐震性のある建物を同じままの状態で持続させる」という意味であるため、そのままの表現としている。
25	B	第38条第2項<14P> 災害時要援護者支援の方法の調整を行う前に、確認が必要ではないかと。	2 災害時要援護者又はその家族は、支援者が行う災害時要援護者の把握及び災害時要援護者支援の活動を容易にするため、地域の防災活動等への自主的な参加等を通じて、支援者との意見交換及び支援方法の調整を行うように努めるものとします。	※ 「並びに災害時要援護者支援の方法の確認及び調整を行うように努めるものとします。」に修正する。
26	B	第43条及び第44条<15.16P> 行動計画を作成すること、作成した行動計画に基づいて対策を実施、点検し、計画を見直すことは、時間的にも異なる行為であるため、別の条として規定することが適当でないかと。	(行動計画の作成等) 第42条 県は、この条例に定める内容の実効性を高め、県が取り組むべき南海地震対策を計画的に進めるため、高知県南海地震対策行動計画(以下この条において「行動計画」といいます。)を作成します。 2 行動計画には、次に掲げる事項を定めます。 (1) 南海地震対策の基本的な方針 (2) 具体的な取組 (3) 達成すべき目標 (4) その他南海地震対策を計画的に推進していくために必要な事項 3 県は、行動計画の作成にあたっては、県民から意見を聴き、反映するように努めます。 4 県は、行動計画に基づく南海地震対策の実施状況を、毎年、点検し、公表します。 5 県は、南海地震対策の実施の効果を検証し、必要に応じて行動計画を見直します。	※ 第10章を2つの条に分割する。併せて、第43条第3項として、計画の見直しについて、計画の作成時と同様に、県民等から意見を聴き、反映するよう努めることを規定する。 (行動計画の作成) 第43条 県は、この条例に定める内容の実効性を高め、県が取り組むべき南海地震対策を計画的に進めるため、高知県南海地震対策行動計画(以下「行動計画」といいます。)を作成します。 2 行動計画には、次に掲げる事項を定めます。 (1) 南海地震対策の基本的な方針 (2) 具体的な取組 (3) 達成すべき目標 (4) 前3号に掲げるもののほか、南海地震対策を計画的に推進していくために必要な事項 3 行動計画の作成にあたっては、県民等から意見を聴き、反映するように努めます。 (南海地震対策の実施状況の点検等) 第44条 県は、行動計画に基づく南海地震対策の実施状況について、毎年、点検し、公表します。 2 県は、南海地震対策の実施の効果を検証し、必要に応じて、行動計画を見直します。 3 行動計画の見直しに当たっては、前条第3項の規定を準用します。
27	A	第43条<15.16P> 「行動計画を作成する」とあるが、どのような手続きで作成されていく予定なのか。		当初の行動計画の期間は、平成21年度からの6箇年を予定。平成20年度に、行動計画の作成のために外部の方を入れた検討会を設けて、そこでの検討結果やパブリックコメントでの県民の皆さま等の意見などを踏まえて、南海地震対策推進本部で、作成する。
28	B	第45条<16P> この条例の施行に関し、第39条以外に規則で定める必要はないかと。		※ 第45条として、規則への委任規定を追加する。 (委任) 第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。 なお、規則への規定は次の項目を予定。 ・県有建築物の耐震化に係る公表事項(第9条第2項関係) ・津波浸水予測区域を示す標識等の様式(第17条第2項関係) ・災害時要援護者が専ら利用する施設の具体化(第39条関係)
29	B	第46条<16P> 南海地震発生時及び南海地震発生後に關する条例の規定を、南海地震以外の地震の場合にも用いることができるように、拡大して解釈し運用するという趣旨の「解釈規定」としているが、「解釈規定」は、拡大解釈を禁止するときなどに用いられることが多く、適当でないのではないかと。	(この条例の規定の解釈) 第43条 この条例の規定は、南海地震のみならず、あらゆる地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守るという趣旨において解釈され、及び運用されなければいけません。	※ 条例で対象としているもの以外のものに広げる場合に用いられる「適用する」という表現に修正する。 (南海地震以外の地震への適用) 第46条 この条例の規定は、必要な範囲内において、南海地震以外の高知県に被害をもたらす地震が発生したときに、これを適用します。